

# 経済社会理事会

配布：一般

2013年10月16日

2013年本会期

議事日程議題 14(b)

## 2013年7月25日に経済社会理事会により採択された決議

〔社会開発委員会の勧告に基づく (E/2013/26)〕

### 2013/28. 開発議題における障害者の主流化：2015年およびその後に向けて

経済社会理事会は、

1995年3月6日から12日までコペンハーゲンで開催された、世界社会開発サミットの成果<sup>1</sup>および2000年6月26日から7月1日までジュネーブで開催された「世界社会開発サミットとその後：グローバル化している世界における万人のための社会開発の構築」と題された、総会の第24回特別会期の成果<sup>2</sup>を想起し、

障害者の人権と基本的自由を確認している画期的な条約としての、2006年12月13日に採択された、障害者の権利に関する条約<sup>3</sup>を再確認し、そしてそれは人権条約と開発手段の両方であることを認識し、

その中で障害者が開発のあらゆる側面において開発行為者と受益者の両方として認められた、障害者に関する世界行動計画<sup>4</sup>および障害者の機会均等化に関する基準規則<sup>5</sup>のような早期に使用可能な枠組を想起し、

---

<sup>1</sup> 世界社会開発サミット報告書、コペンハーゲン、1995年3月6日～12日、(国際連合出版、Sales No. E.96.IV.8)、第I章、決議1、添付文書IおよびII。

<sup>2</sup> 総会決議S-24/2、添付文書。

<sup>3</sup> 国際連合、条約集、第2515巻、No.44910。

<sup>4</sup> A/37/351/Add.1 and Corr.1、添付文書、第VIII節、勧告1 (IV)。

<sup>5</sup> 総会決議48/96、添付文書。

重大な社会的、文化的および経済的不利益並びに多くの障害者が経験した排除に対処すること、適切な場合には、ユニバーサル・デザインの使用、並びに開発のあらゆる側面に障害者の完全且つ効果的な参加に対する障壁の革新的な撤去を促進すること、および障害者による市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の平等な享受を促進することが、機会の均等化を促進した 21 世紀における「万人のための社会」の現実化に貢献することを確信し、

国際連合システムの開発のための業務活動の 4 年ごとの包括的政策再検討に関する 2012 年 12 月 21 日の総会決議 67/226 において、総会が国際連合開発システムに対し、国際連合開発援助枠組におけるものを含む、その開発のための業務活動において障害者の必要性を考慮することおよび障害に関する適切且つ信頼できる情報がないことが続いていることに対処し並びにこれに関連して国際連合システムを通じた一貫性と協調を強化することを要請したことに留意し、

開発のあらゆる側面に障害者の利用しやすさとその包摂を確実にする努力を強化するため、全体にかかわるテーマ「前に進もう：2015 年およびその後に向けての障害者を含む開発アジェンダ」で、2013 年 9 月 23 日に総会のハイレベル会合が開催されたことを歓迎し、そしてポスト 2015 開発アジェンダにおける障害者の権利を主流化することにおいてその成果文書ができる貢献に期待し、

障害者の権利に関する条約およびその選択議定書<sup>6</sup>の 2007 年 3 月 30 日の署名開始以来、154 の国および 1 つの地域的な統合のための機関が署名しそして 127 の国が同条約を批准若しくは加入しまた 1 つの地域的な統合のための機関が正式に確認をしそして選択議定書に 91 の国が署名して 76 の国が批准若しくは加入したという事実もまた歓迎し、そして同条約および同選択議定書に署名や批准をまだしていない全ての国が、そうすることを考慮することを奨励し、

同条約が、障害者の市民的、政治的、経済的および文化的権利の包括的保障を規定していることに留意し、

絶対的貧困で、生活のより大きな危険に直面している、障害者は、世界の人口のおよそ 15 パ

---

<sup>6</sup> 国際連合、条約集、第 2518 巻、No. 44910.

一セントを占め<sup>7</sup>、その 80 パーセントが途上国に生活している<sup>8</sup>ことにも留意し、そしてとりわけ途上国向けの、開発アジェンダにおいて、障害を主流化する国の努力を支援する国際協力の重要性を認識し、

進展が、地球規模の開発アジェンダの不可欠な部分としての障害を主流化することにおいて、政府、国際社会および国際連合システムにより既に行われている一方で、主要な課題は依然として残ったままであることに更に留意し、

1. 事務総長報告書<sup>9</sup>に感謝の念をもって留意する。

2. アフリカ障害フォーラムの設立に向けたその活動を含む、社会開発委員会の障害に関する特別報告者の活動を歓迎し、彼の報告書<sup>10</sup>に留意し、そして彼に対し、彼の職務権限に従って、全ての地域に対し注意を広げることを奨励する。

3. 国際社会に対し、地球規模の開発アジェンダに分野横断的な問題として障害を含めるためあらゆる機会を捉えることおよび発現しつつあるポスト 2015 国際連合開発アジェンダにおいて並びに国際連合システムの開発のための業務活動の 4 年ごとの包括的政策再検討の履行において障害に対して然るべき考慮を払うことを奨励する。

4. 加盟国および他の利害関係者に対し、障害者の権利促進に関する国際連合パートナーシップ基金の目的を、自発的拠出金を提供することによるものを含んで、支援することを奨励する。

5. 加盟国、関連する地域的機構および国際連合機関や当局に対し、ミレニアム開発目標を達成するためのその取組においてまた、それらの取組から障害者が利益を受ける範囲を評価するため、同目標の達成に向けた進展を再検討することにおいて、障害問題、障害者および障害者の権利を含めることを求める。

---

<sup>7</sup> 世界保健機関および世界銀行により 2011 年に出版された、『*障害に関する世界報告書*』、世界の人口のおよそ 15 パーセントが障害をもって生活している、による。

<sup>8</sup> 総会決議 65/186 で、障害者が世界の人口のおよそ 10 パーセントを占め、その 80 パーセントが途上国で生活している、ことが述べられている。国際連合開発計画がもとである、80 パーセントという数字は、「障害と貧困：世界銀行貧困評価と潜在的 중요性の調査」と題された討議論文に引用された。(ジェイニー・ブライスワイトおよびダニエル・モント、SP 討議論文 No.0808、世界銀行、2008 年 2 月)

<sup>9</sup> E/CN.5/2013/9.

<sup>10</sup> E/CN.5/2013/10 を見よ。

6. 総会のハイレベル会合の好結果の成果を期待し、そして国際連合システムに対し、加盟国および市民社会組織、とりわけ障害者や他の利害関係者組織と共同して、その履行に対して調整された対処方法をとることを奨励する。

7. 加盟国、地域委員会および地域機構に対し、開発協力や国の開発優先事項に、障害をもった男性、女性並びに子どもの観点を、適切な場合には、含めることを奨励する。

8. 各加盟国が、障害者に関連する計画の立案や履行を含む、国家自身の経済的および社会的発展に対する主要な責任を有していることを再確認する。

9. 全ての加盟国および、適切な場合には、関係する政府間機構、国際的および地域的機構、市民社会、とりわけ障害者組織、および民間部門に対し、障害を含む開発を前進させるため技術協力を促進する協力取極や戦略的協力関係に従事することを奨励する。

10. あらゆるレベルでの開発における障害を主流化するため持続可能な基礎に基づく資源の動員を奨励し、そしてこれに関連して、とりわけ途上国において、国の制度の設立を通じたものを、適切な場合には含む、国の取組を支援する、南々および三角協力を含む、国際的な協力を促進し且つ強化する必要性を強調する。

11. 障害を主流化するための国際協力の必要性を強調し、そしてこれに関連して訓練、経験や専門知識の交換、知識の移転および能力構築のための技術援助を含む、計画立案、管理、監視および評価能力を含む組織能力の強化に関係する、技術協力を強化することを求める。

12. 国際連合に対し、国際連合システムおよび地域的や準地域的機構との間の国際協力のための協力関係を強化することそして障害と開発議題の主流化との間の関連性の促進のための機会やフォーラムを、既存の資源の範囲内で、提供するために、広範囲な利害関係者、とりわけ加盟国、障害者組織および民間部門との協力関係を案出するその役割を強化することを促す。

13. 加盟国、その既存の資源の範囲内で、国際連合システム、および他の利害関係者に対し、

国際連合により発行された既存の指針を考慮しつつ、具体的な証例に基づいた政策立案を高めるための基礎として、障害に関する資料と統計を改善することまた障壁を克服しそして障害を含む開発を更に先に進めるため良い慣行や経験を共有することを奨励する。

14. 障害を持つ女性や女兒が、国際的に合意された開発目標の履行において多様な若しくは更に悪化した形態の差別または参加から閉め出されることにあわないことを確保するための措置の必要性および障害をもった女性が遭遇した既存の機会の不平等を排除する必要性を強調する。

15. 発現しつつあるポスト 2015 国際連合開発アジェンダの推敲において、その代表組織を通して、障害者と密接に協議することおよび障害者が積極的に関与することの重要性を強調する。

16. 政府、政府間機構、非政府組織および民間部門に対し、障害者による、障害者のためのそして障害者と共に、機会の均等化を促進する障害に関する特別報告者の活動を支援するため、障害に関する国際連合自発的基金への寄付を継続することを奨励する。

17. 特別報告者に対し、開発議題における障害の主流化に関する彼の活動についての年次報告書を、委員会の第 55 会期に委員会に提出することを要請する。

18. 事務総長に対し、本決議の実施に関する報告書を、委員会の第 52 会期に委員会への提出のために準備することを要請する。

第 47 回本会合

2013 年 7 月 25 日